

# 仙台市災害援護資金貸付のご案内 (令和8年4月9日現在)

## 1. 災害援護資金貸付の内容

平成 23 年東日本大震災により、世帯主が重傷を負った、または、住居・家財に著しい損害を受けた世帯のうち、一定の所得に満たない世帯に対し、住居の建設・購入、修繕等、震災による損害を回復するための資金の貸し付けを行います。

## 2. 対象となる世帯（(1)～(3)のすべてに該当する世帯）及び貸付限度額

- (1) 被災日（3月11日）現在で、仙台市内に居住の世帯  
(2) 次の被害の種類及び程度のいずれかに該当する世帯

被害の種類・程度 及び貸付限度額	①家財及び住居 に損害のない 場合	②家財の1/3以 上が損害を受 けた場合※1	③住居が半 壊・大規模半 壊の場合※2	④住居が全壊の 場合※3	⑤住居の全体が 滅失・流失の 場合※4
A. 世帯主が負傷し、療養期間が おおむね1か月以上の場合	150万円	250万円	270万円 (350万円)※5	350万円	350万円
B. 世帯主におおむね1か月以上 の負傷がない場合	—	150万円	170万円 (250万円)※5	250万円 (350万円)※5	350万円

※1 「②家財の1/3以上が損害を受けた場合」については、住家に津波被害（浸水）があった世帯、広範囲にわたり住家の宅地に地すべりや崩壊があった世帯、当貸付金申込み時点で仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を含む）に居住する世帯又はこれと同程度と認められる世帯が対象となります。

※2 「③半壊・大規模半壊」については、自己所有の住宅（持ち家）が対象となります。

※3 「④全壊」は、自己所有の住宅（持ち家）の場合が対象となります。ただし、全壊で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等の事情がある場合は、借家・アパート等の賃貸住宅の場合でも対象となります。

※4 「⑤住居の全体が滅失・流失」の場合は、自己所有の住宅（持ち家）、借家・アパート等の賃貸住宅ともに対象となります。

※5 被災した住居を建て直すに当たり、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の事情があるときは、（ ）内の金額が限度額となります。（解体済であることが確認できる公的機関発行の書類が必要）

（世帯主の負傷（上記A）について）

- ・宮城県内での震災による負傷が対象となります。

## (3) 世帯の平成 21 年分（基準額以上の場合は平成 23 年分）の総所得が次に定める額未満の世帯

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人以上	住居全体が滅失・流失した場合※2は、 世帯人数にかかわらず、1,270万円
総所得額※1	220 万円	430 万円	620 万円	730 万円	1人増すごとに730万円 に30万円を加えた額	

※1 総所得額とは、市町村民税における総所得額をいいます。平成 21 年分の総所得が基準額以上の場合は平成 23 年分の総所得で算定できます。なお、ともに基準額以上の場合は貸付の対象外となります。

※2 「滅失・流失した場合」には、住居が全壊し、取り壊した場合を含みます。

## 3. 貸付条件

利 率	据置期間
・連帯保証人※1を立てる場合は無利子 ・連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後年 1.5%	6年（特別の事情※3がある場合は8年を選択可） 据置期間中は無利子で償還は不要です。

※1 「連帯保証人」の要件について

- (1) 能力者であり、弁済の資力を有すること。
- (2) 震災日時点で借入申込人と同一世帯（同一住所に居住されている場合は、原則同一世帯）の方でないこと。
- (3) 連帯保証人が災害援護資金の借受人又は借入申込人でないこと。
- (4) 連帯保証人は、複数の借入申込人の連帯保証人でないこと。

※2 申込人の弁済の資力によっては、連帯保証人を立てることが必要になる場合があります。

※3 「特別の事情」について

被災により世帯主の方が死亡又は障害者となった場合、住居が全壊した場合、生活保護を受けている世帯、市町村民税非課税世帯などが該当します。

## 4. 償還のご案内

償還期間	償還方法
13年（据置期間を含む） 据置期間6年の場合は6年経過後の7年間で返済 据置期間8年の場合は8年経過後の5年間で返済	・年賦または半年賦（月賦はありません。） ・元利均等償還（繰上償還可） ・口座振替による償還

(1) 繰上償還について

約定償還期限前の据置期間中も、貸付元金の全額または一部（千円単位）を繰り上げて返済できます。

(2) 違約金について

約定償還期限を過ぎて償還金を延滞した場合は、支払期日の翌日から延滞元利金額につき年利5%の違約金が発生します。

## 5. 受付期間

令和 9 年 3 月 31 日まで（当初の受付期間を 9 年延長しました）

裏面につづく

## 6. 申し込みについて

- (1) 申込人 平成23年3月11日時点の世帯主（主として世帯の生計を維持する方）  
 (2) 窓口に来られた方 申し込みの場合は、窓口に来られた方の本人確認書類の提示が必要です  
 窓口に来られた方の運転免許証などの官公署が発行した本人確認書類（原本）の提示をお願いします。  
 (3) 必要書類（下記の必要書類が添付されていない場合は受け付けできません）  
 ・書類は全て原本（本人確認書類のコピーを除く）が必要です。（受付で原本を確認後、コピーをしたうえで返却することは可能です）  
 ・被災の状況、審査の状況等により、下記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

【申込人】必要書類	備 考
<input type="checkbox"/> 災害援護資金借入申込書	・記載事項をもれなく記入し、自筆署名のうえ、実印を押印してください。
<input type="checkbox"/> 本人確認書類のコピー	・運転免許証などの官公署発行の本人確認書類のコピーを添付してください。
<input type="checkbox"/> 委任状	・本人又は同一世帯員以外の方が申し込み手続きをする場合に必要です。
<input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票の写し	・現住所が仙台市外の場合に必要です。（本籍地が記載されているもの）
<input type="checkbox"/> 世帯全員の平成22年度（21年分）所得証明書又は平成24年度（23年分）所得証明書	・平成22年1月1日現在仙台市外に住民登録をしていた場合に必要ですので、当該市町村から取り寄せてください。 ・平成22年度（21年分）が基準額以上で平成24年1月1日現在仙台市外に住民登録をしていた場合は、平成24年度（23年分）の所得証明書も併せて提出願います。 ・貸付申込世帯に所得未申告の方がいる場合も必要となります。
<input type="checkbox"/> 医師の診断書（世帯主のもの）	・「世帯主の負傷」の区分で申し込む場合に必要です。 ・療養期間が1か月以上であること及び震災による負傷であることが確認できるものが必要です。
<input type="checkbox"/> 罹災証明書	・住居及び家財の損害の区分（世帯主の負傷の区分以外）で申し込む場合に必要です。
<input type="checkbox"/> 申立書（滅失・流失）	・住居全体の滅失・流失の区分で申し込む場合に必要です。 ・賃貸住宅の場合、住宅の所有者の署名、押印が必要です。
<input type="checkbox"/> 滅失登記簿謄本又は閉鎖事項証明書（もしくは損壊家屋解体・撤去完了通知）	・住居取り壊しの区分で申し込む場合（解体完了のものに限る）に必要です。 ・滅失登記簿謄本、閉鎖事項証明書→法務局で発行。 ・損壊家屋解体・撤去完了通知→家屋所有者に対して、市環境局が発行したものを。
<input type="checkbox"/> 家財損害記入書	・家財の損害区分で申し込む場合に必要です。
<input type="checkbox"/> 造成宅地滑動崩落緊急対策事業実施について	・家財の損害の広範囲にわたり住家の宅地に地すべりや崩壊があった世帯の区分で申し込む場合に必要です。
<input type="checkbox"/> 東北地方太平洋沖地震による被災宅地等に係る復旧工事に関する助成金交付決定通知	・造成宅地滑動崩落緊急対策事業の実施について→公共事業による宅地復旧の場合 ・東北地方太平洋沖地震による被災宅地等に係る復旧工事に関する助成金交付決定通知→本市助成金制度による宅地復旧の場合
<input type="checkbox"/> 応急仮設住宅使用貸借契約書もしくは知事が借主となっている賃貸契約書	・家財の損害の仮設住宅（借り上げ民間賃貸住宅を含む）に居住する世帯の区分で申し込む場合に必要です。
<input type="checkbox"/> 保護証明書	・生活保護受給世帯の場合に必要です。 ・各区福祉事務所で発行します。（「保護費支給票」のコピー等は不可）
【連帯保証人】必要書類 ※連帯保証人を立てて申し込む場合	備 考
<input type="checkbox"/> 本人確認書類のコピー	・運転免許証など官公署発行の本人確認書類のコピーを添付してください。
<input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票の写し	・現住所が仙台市外の場合に必要です。（本籍地が記載されているもの）
<input type="checkbox"/> 最新の所得証明書	・仙台市外に住民登録がある場合、住民登録をしている市町村から取り寄せてください。

## 7. 審査について

- (1) 平成23年3月11日現在の世帯の平成21・23年分総所得が基準額以上の場合には対象外となります。  
 (2) 震災日時点の同一世帯（同一住所に居住されている場合は、原則同一世帯）での重複申込、相対保証等が確認された場合は、貸付不可となります。  
 (3) 添付書類等に不備がある場合は、貸付不可となる場合や、貸付承認まで時間がかかる場合があります。  
 (4) 審査の状況によっては、住居の建設・購入、修繕に関する契約書等、あらためて必要な書類の提出をお願いする場合があります。必要な書類が全てそろった時点で申し込みの受理となります。  
 (5) 損害の状況や資金の用途等によっては、希望額どおりの貸付とならない場合があります。

## 8. 貸し付けの決定及び借用書等の提出について

- (1) 申し込みの受理後、通知をお送りするまでは、**おおむね1か月半程度**かかります。  
 (2) 貸し付けの決定を行った方には、次の書類を提出していただきます。（申し込みの段階では不要です）  
 ①借用書（所定のもの）  
 ②交付請求書（所定のもの）及び通帳のコピー（貸付金の振込口座となるもの）  
 ③印鑑登録証明書（連帯保証人を立てる場合は、連帯保証人の印鑑登録証明書も必要です）  
 ④仙台市預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（お客様控）の金融機関受付後のコピー（償還用の書類です）

## 9. 貸付金の振り込みについて

貸付金の振り込みは、借用書等が提出されてから、おおむね2～3週間後となります。

## 10. 申し込み先・お問い合わせ先について

■受付時間 8時30分～17時00分まで（平日のみ）

受付場所	所在地	電話番号
市役所本庁舎 4階 災害援護資金課	青葉区国分町3-7-1	022-214-8566（直通）